事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2020年11月30日(月)

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

健康診断と健康情報の取り扱い

健康診断は使用者の務め

使用者は従業員の健康を確保するため、労働安全衛生法で常時使用労働者の1年以内 ごとに1回の健康診断受診義務が定められ ています。

従業員の健康情報を知り、安全配慮義務を 行い健康管理、情報管理することは使用者 の務めです。企業と労働者は労働契約を結 んでいるので労働できる健康を有している かを把握しておかなくてはならず、労務提 供に関連した健康状態を取得しなくてはな りません。受診の結果の取り扱いは使用者 に帰属するとされています。

適切な情報管理

使用者は健康診断の履行を通じて労働者の 心身の状態に関する情報を取得・利用・保 管することとなります。使用者には労働者 の健康確保が求められるものの、当該情報 は「要配慮個人情報」にあたります。労働者 の個人情報を保護する観点から、現行制度 においては使用者が心身の状態の情報を の法令に基づく場合や本人が同意している 場合の他、労働者の生命、身体の保護の 場合の他、労働者のちって、本人の同意 を得ることが困難であるとき等です。秘密 保持は重要ですがプライバシー問題とは別であり、使用者は個人情報を得るので情報管理をすることが求められ、情報は慎重な取り扱いが求められます。記録は5年間の保存義務があります。

就業規則には健康診断の受診義務が載っていると思いますが、結果が本人にしか届かない場合は受診結果を会社に報告する旨を規定しておくのがよいでしょう。

健診と費用、賃金

健康診断は使用者の義務なので、健康診断に掛かる費用は使用者が負担しなければなりませんが、しかし、健康診断を受診している間の時間に賃金が発生するかは、健康診断の種類によって異なります。

まず、雇用時の健康診断や、定期健康診断は業務に関連して行われるものではないため、支払ってもよいけれど、支払い義務はありません。特定業務に従事する者は業務に関連して行うものであるため、賃金を支払う必要があります。

